感染症予防対策に係る基準 (やまなしグリーン・ゾーン プレミアム)

□ グリーン・ゾーン登録施設であること。

1. 組織における役割・責任

□ 管理職は、やまなしグリーン・ゾーン プレミアム認証制度における感染予防対策に係る基準の実行と維持に責任※を負うこと。また、標準作業手順書などが策定・維持・改善されるようにするとともに、関係職員に周知を図ること。

※別添作成例1を参考に、役職と責任を明確にすること。

2. 標準作業手順書の作成

□ 施設内の清掃、消毒作業における標準作業手順書を作成すること。既存のマニュアルが ある場合は、それを標準作業手順書※としても差し支えない。

例)フロア、トイレ、タッチポイントなどにおける清掃・除菌のための標準作業手順書 ※別添作成例 2 を参考にすること。

3. 「感染症予防対策に係る基準」の対策項目

(1) 入場管理

□ 施設入り口に、非接触センサー式手指消毒を設置すること。また、感染症拡大時において県が必要と認める際には自動検温システムを設置して有症状者をスクリーニングすること。

【アピ	ール項目】※認証の必須要件ではないが、事業者の自主的な取組みとしてアピールできる事項
	施設入り口に全身除菌装置の設置や、従業員との接触リスクを低減させる非接触チェックインシステム等を整備する。
(2)	空気質・水質管理
	ビル管理法※に定める空気環境測定を実施し、全ての項目において建築物環境衛生 管理基準を満たしていること。 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	混雑が予想される箇所(フロント、食事処、大浴場など)に二酸化炭素濃度測定器を設置し、800ppmを目安に、即座に窓を開放し、換気を実施すること。
	ビル管理法に定める水質検査・貯水槽の検査を実施し、全ての項目において基準値 を満たしていること。
(3)	空気中の微粒子の低減
	利用者が長時間滞在するスペース(客室、食事処など)において、第三者検査機関によりウイルス等に対して効果が証明された空気清浄機を、適用床面積に応じて設置すること。
(4)接触リスクの低減	
集	他グループと共有し複数の人の手が触れる箇所を、第三者検査機関によって持続効 その証明された抗ウイルスコーティング等で施工し、適切にメンテナンスを行うこ こ。

□ トイレ・洗面所などの手洗い場所において、ペーパータオル、手洗い手順書を設置すること。
□ 食堂・宴会場において、最寄りの手洗い場所を示す表示を行うこと。
□ 飲食スペースにおいて、配膳スタッフとの接触を低減させる配膳ロボット等を設置する。
4. イノベーション提案
□ 「感染症予防対策に係る基準」の項目のうち1項目以上は、施設の感染対策のシンボルとなるような最新の技術を活用した機器※を用いてクリアすること。

5. 清掃業務の改善

された機器)

□ 標準作業手順書に従い清掃を実施し、定期的に ATP 検査によって清浄度検査を実施する。

※例)全身除菌装置、非接触チェックインシステム、清掃ロボット、配膳ロボット等

(第三者検査機関により、ウイルス等に対しての効果や人体に対する安全性が証明

□ 清浄度検査の結果等を検証し、標準作業手順書の改善に努めるとともに、最新の衛 生知識を吸収し、共有を図ること。

6. 人材育成

□ 施設において、衛生や清掃に関する教育・研修プログラム※を実施すること。もしくは、山梨県が行う感染症対策に関する研修を受講し、施設内で共有すること。 ※別添作成例3を参考にすること。

7. 事業継続計画 (BCP) の策定

□ 感染者の発生などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を図るために、平常時に行うべき活動、及び緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めた事業継続計画を策定していること。

8. 従業員の健康管理

□ 施設は、従業員の健康リスクを低減させるため、福利厚生制度を用意すること。 ※有給休暇、傷病休暇、ワクチン接種の金銭的支援、接種に関する有給休暇など